

埼内管第12-2号

平成30年3月27日

一般社団法人 全日本釣り団体協議会長 様

埼玉県内水面漁場管理委員会
会長 岡本 信明



コイヘルペスウイルス病のまん延防止に係る委員会指示について(通知)

標記の件について、別添の県報写しのとおり平成30年3月27日付けで告示しましたので通知します。

つきましては、貴団体の構成員に対し周知徹底されますようお願いいたします。

事務局：埼玉県農林部生産振興課

花き・果樹・特産・水産担当

電話：048-830-4151

FAX：048-830-4843

告 示

埼玉県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百条第四項の規定により、水産動植物の保護を図るため、次のとおり指示する。

平成三十年三月二十七日

埼玉県内水面漁場管理委員会会長 岡 本 信 明

一 指示内容

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと連接一体をなす水面においては、埼玉県内水面漁場管理委員会が承認した場合及び埼玉県が疾病検査を行う場合を除き、コイの生きたままの持ち出し及びコイの持込みをしてはならない。

二 指示期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで